

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第二条第四項第一号及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

第六条第一項第三号ヲ(5)中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同号ヲ(5)を同号ヲ(6)とし、同号ヲ(4)を同号ヲ(5)とし、同号ヲ(3)を同号ヲ(4)とし、同号ヲ(2)の次に次のように加える。

(3) 第二条第四号の二に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項若しくは第四項若しくは第七条の二第一項の許可を受け、又は法第七条第一項ただし書若しくは第四項ただし書の規定に該当して、動物系固形不要物（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条第四号の二に規定する廃棄物をいう。次条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者（法第十四条第一項ただし書又は第四項ただし書の規定に該当することとなる者を除く。）は、この政令の施行の日から起算して一年を限り、当該業を事業の範囲とする法第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 この政令の施行前に、動物系固形不要物の処分の用に供されるごみ処理施設のうち焼却施設又は一般廃棄物の最終処分場（次項において「動物系固形不要物処理施設」という。）について法第八条第一項

の許可の申請を行った者であつて、この政令の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可の申請を行ったものとみなす。

2 この政令の施行前に、動物系固形不要物処理施設について法第八条第一項の許可を受けた者は、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。